平成２６年（フ）第８７号
埼玉県朝霞市本町２丁目１番18号
債務者　宮原　孝之
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塚田　壮一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月３日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第８８号
埼玉県朝霞市本町２丁目１番18号
債務者　宮原　和子
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塚田　壮一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月３日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１７３号
横浜市緑区三保町2608番地３　リーベスト中山Ａ棟101号
債務者　津田　豊一
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内山　浩人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月22日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１７４号
横浜市緑区三保町2608番地３　リーベスト中山Ａ棟101号
債務者　津田登志恵
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内山　浩人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月22日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１４７号
佐賀県佐賀市三瀬村三瀬2885番地５
債務者　庄島　和也
1　決定年月日時　平成26年２月14日午前10時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鳥飼亜由美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月22日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４２号
宮崎県東諸県郡国富町大字八代北俣1898番地22
債務者　徳永　岩男
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永友　郁子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月23日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１６号
静岡県藤枝市青南町２丁目３番地の19
債務者　山口　　登
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川アトム
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月26日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４８１号
石川県河北郡内灘町字鶴ケ丘２丁目244番地、従前の住所金沢市粟崎町４丁目３番地29
債務者　小川　伸二
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　早川　　潤
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月４日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年５月28日まで
金沢地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第１３７号
京都市中京区壬生下溝町47番地、住民票上の住所京都市右京区梅津北浦町９番地１　ＰＩＮＥ　ＦＩＥＬＤ梅津101号室
債務者　松井　千鶴
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１４６号
京都市山科区日ノ岡堤谷町18番地２　エレガンス寿Ｂ303
債務者　吉岡　健次
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１４８号
京都市左京区一乗寺西杉ノ宮町55番地　若竹荘32、前住所滋賀県愛知郡愛荘町愛知川288番地３　雇用促進住宅１棟407号
債務者　笠井　徳昭
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１５０号
京都府木津川市梅美台１丁目４番地３　ドリームプラスハーモニー212号、前住所奈良市山陵町312番地
債務者　重次　勝子
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第５９８号
兵庫県尼崎市西難波町２丁目15番５号　ルネシャイン302、前住所兵庫県尼崎市塚口町３丁目１番地の３　ロダン塚口301
債務者　寺村　嘉泰
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第３９１号
愛媛県松山市清住２丁目1095番地１　エンブリオ501号
債務者　山口千夜子
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３９２号
愛媛県松山市西長戸町265番地15　アメニティ・ユー201号
債務者　山口　幸次
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１０号
愛媛県松山市水泥町718番地２
債務者　藤田美佐代
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
松山地方裁判所民事部